

○青山学院大学専門職大学院学位規則

(2006年3月24日理事会承認)

改正 2008年3月27日 2009年3月26日
2013年3月21日 2015年12月15日
2017年3月23日 2018年2月22日
2019年3月28日 2019年12月13日
2022年3月24日 2023年3月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、青山学院大学大学院学位規則第2条第2項の規定に基づき、青山学院大学専門職大学院学則(以下「専門職大学院学則」という。)に定めるもののほか、青山学院大学(以下「本学」という。)が授与する専門職大学院の学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する専門職大学院の学位は、専門職学位とする。

(専門職学位授与の要件)

第3条 専門職学位は、本学専門職大学院専門職学位課程に当該研究科の定める標準年限以上在学し、所定の履修方法に従い修了要件単位以上を修得した者に対し、当該研究科教授会の議を経てこれを授与する。

- 2 国際マネジメント研究科において専門職学位を授与されるためには、前項に定める要件に加えて1外国語の認定に合格しなければならない。
- 3 会計プロフェッション研究科において専門職学位を授与されるためには、第1項に定める要件に加えて当該研究科の定める平均成績基準を満たさなければならない。
- 4 会計プロフェッション研究科において専門職大学院学則第29条第3項の学位論文の作成に必要となる所定の論文指導科目を履修する者は、第1項及び前項に規定する要件を満たすとともに、研究指導教員による必要な学位論文の作成指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位申請論文の提出)

第4条 前条第4項の規定による専門職の学位を申請する者(以下「学位申請者」という。)は、次の提出物について、研究指導教員の承認を得た上で、その在学中の所定の期日までに会計プロフェッション研究科教授会に所定の部数を提出するものとする。

- (1) 学位申請論文
 - (2) 論文要旨
- 2 前項に規定する提出に当たって、学位申請者が旧姓で学位申請論文を提出することを希望する場合は、同項に規定する提出物に加えて、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 所定の旧姓使用届

(2) 戸籍抄本等

- 3 前項の規定は、学位申請者が青山学院大学学生の通称名等の使用に関する要綱の定めるところにより旧姓の使用を認められているときには、適用しない。

(学位申請論文審査委員会)

第5条 前条第1項第1号の学位申請論文の審査は、会計プロフェッション研究科教授会が設ける学位申請論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）がこれを行う。

- 2 論文審査委員会には、その研究指導教員を主査とし、ほかに前項の教授会が選定する会計プロフェッション研究科に所属する教授又は准教授(大学院研究科教員の資格認定細則第3条各号に規定するいずれかの要件を満たす者に限る。)1名以上2名以下を加えなければならない。

- 3 論文審査委員会は、審査に当たって他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位申請論文最終試験)

第6条 第4条第1項第1号の学位申請論文に関する最終試験は、論文審査委員会が行う。ただし、必要に応じ会計プロフェッション研究科に所属する教授、准教授又は助教の出席を求めることができる。

- 2 最終試験は、学位申請論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたり試問の方法によりこれを行う。

- 3 試問は、口頭試問による。ただし、筆答試問をあわせて行うことができる。

(専門職学位の名称)

第7条 本学専門職学位課程を修了した者に対し、以下の専門職学位を授与する。

(1) 国際マネジメント専攻 経営管理修士(専門職)

(2) 会計プロフェッション専攻 会計監査修士(専門職)又は税務マネジメント修士(専門職)

(学位の名称の使用)

第8条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、以下のとおり当該学位を授与した本学名を付記するものとする。

(1) 経営管理修士(専門職)(青山学院大学)

(2) 会計監査修士(専門職)(青山学院大学)

(3) 税務マネジメント修士(専門職)(青山学院大学)

(学位授与の取消し)

第9条 本学において学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科教授会の議決によりその学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

2 前項に規定する議決を行うには、構成員総数の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 第1項の議決の方法は、無記名投票によるものとする。
(学位記の様式)

第10条 学位記の様式は、別表に掲げるとおりとする。
(改廃手続)

第11条 この規則の改廃は、研究科長会及び研究科教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月27日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月26日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2013年3月21日)

この規則は、2013年3月22日から施行する。

附 則(2015年12月15日)

この規則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2017年3月23日)

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則(2018年2月22日)

- 1 この規則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第7条及び第8条については、2018年度入学者から適用し、2017年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2019年3月28日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2019年12月13日)

この規則は、2019年12月14日から施行する。

附 則(2022年3月24日)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則(2023年3月23日)

この規則は、2023年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

- (1) 専門職学位記様式第1号(第7条第1号の規定により授与する専門職学位記の様式)

[別紙参照]

- (2) 専門職学位記様式第2号(第7条第2号及び第3条第3項の規定により授与する専門職学位記の様式)

[別紙参照]

- (3) 専門職学位記様式第3号(第7条第2号及び第3条第4項の規定により授与する専門職学位記の様式)

[別紙参照]